一六二三番一及び一六二三番二
一六二四番から一六二六番まで
一六二七番一及び一六二七番二
一六二八番一及び一六二八番二
一六二九番から一六三二番まで
一五五六番一及び一五五六番二
一五五七番及び一五五八番
一五六八番一及び一五六八番二
一五六九番一及び一五六九番二
一五七〇番から一五七四番まで
一五七六番から一五八二番まで
一五八四番から一五九〇番まで
一五九二番から一五九七番まで
一五九九番一及び一五九九番二
一六〇番一から一六〇番四まで
一五六〇番六から一五六〇番八まで
一五六一番一から一五六一番五まで
一五六二番一及び一五六二番二
一五六三番一及び一五六三番二
一五六三番子
一五六四番
一五六五番一から一五六三番三まで
一五六六番一から一五六六番三まで
一五六七番一及び一五六七番二
一五九八番から一六〇九番まで
一五九八番から一六〇九番まで
一五九九番一及び一五九九番二
一六〇番一から一六〇番四まで
一五六〇番六から一五六〇番八まで
一五六一番一から一五六一番五まで
一五六二番一及び一五六二番二
一五六三番一及び一五六三番二
一五六三番子
一五六四番
一五六五番一から一五六三番三まで
一五六六番一から一五六六番三まで
一五六七番一及び一五六七番二
一五九八番から一六〇九番まで

字池割
字久保山
字兼帯

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線から標柱三号と四号を結んだ線までの区間の大沢の中心線から左右各岸十メートルまでの区域

新潟県妙高市大字除戸
字大沢日影　一四七八番　一号
字大沢口　一〇二〇番一　二号
　一〇〇三番　三号
　一〇四八番　四号

二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

霧谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十二年建設省告示第千百五十五号で指定した霧谷川の土地の区域を除く。）

新潟県妙高市
大字大貝
字外猪ノ坪　一一三五番　一号
　一一一七番一　二号
字狐平　一一九四番二　三号及び四号
字漆窪　一二三〇番一　五号
字葡萄沢　一八九六番一　六号、七号、九号から十一号まで及び十三号

大字猿橋
字瀬欠　一六一五番三　八号
字切谷　一六〇九番一　十二号

三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

空沢川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

新潟県糸魚川市大字蒲池二一二九内電子基準点糸魚川二を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十七年建設省告示第千三百五十一号で指定した同号五に掲げる土地の区域を除く。）

基準点から三〇八度一二分三二秒　一号
二四〇〇・七七〇メートルの地点
標柱一号から一二九度四一分一二秒　二号
六三・二七〇メートルの地点
標柱二号から一九〇度一〇分四六秒　三号
一四・三一六メートルの地点
標柱三号から二六二度三七分〇一秒　四号
三二・二四四メートルの地点
標柱四号から二〇九度〇八分二三秒　五号
一一九・〇二四メートルの地点
標柱五号から一四〇度四三分〇三秒　六号
三二・四八九メートルの地点
標柱六号から一九三度〇四分二五秒　七号
一一八・六二四メートルの地点
標柱七号から二七六度五〇分二六秒　八号
二三・七四八メートルの地点
標柱八号から三四五度二八分一九秒　九号
九五・九五七メートルの地点
標柱九号から三〇度〇八分三三秒　十号
四三・八七二メートルの地点
標柱十号から三度〇二分〇五秒　十一号
九九・九四九メートルの地点
標柱十一号から十八度五五分三八秒　十二号
六五・八六三メートルの地点
標柱十二号から四十度三一分〇九秒　十三号
三三・六三一メートルの地点

○国土交通省告示第九百五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年八月十三日

国土交通大臣　前原　誠司

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

西湧井沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地及びこれらの土地に接する道路の内その接している区間の道路敷

長野県中野市大字永江
字西原　七九三八番一
　七九四〇番一
　七九四一番
　七九四四番ロ
　七九四九番一及び七九四九番二
　七九五〇番一から七九五〇番三まで
　七九五一番一から七九五一番三まで
　七九五二番一
　七九五三番一
字大平　八〇一八番一及び八〇一八番二
　八〇二〇番一から八〇二〇番三まで
　八〇二一番一から八〇二一番三まで
　八〇二二番

二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

生金沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路の内その接している区間の河川敷及び道路敷（昭和四十二年建設省告示第千二百七十四号で指定した生金沢に掲げる土地の区域を除く。）

長野県東筑摩郡筑北村坂井
字熊ノ入口　一〇五三五番一
字ヤセ尾根　一〇五六四番イ及び一〇五六四番ロ
字西ノ入　一〇五六五番

三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

駒形沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

長野県東筑摩郡筑北村坂井
字長ノ上　一〇二六七番一　一号
　一〇二六六番一　二号
　一〇二六二番　三号
字大舟　一〇二五四番イの二　四号
字下袴破　一〇二五二番イの一　五号
字熊ノ川　一〇二五一番六　六号

四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

細川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

長野県東筑摩郡筑北村坂井
字道平北原　六四七六番イ　一号
字根場　一〇〇二三番　二号
　一〇〇二二番　三号
　一〇〇一七番　四号
　一〇〇一四番　五号
字北原　一〇〇三〇番三　六号

五(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

富士尾沢川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と十六号を昭和三十八年建設省告示第二千二百九十四号で指定した富士尾沢川に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

長野県安曇野市穂高有明
三六一三番一　一号及び十六号
三六二七番二六　二号
三七三三番ロの二　三号
三七三三番ロの一　四号
三七三三番イの一　五号
三七三〇番一　六号
三七三〇番二　七号
三七三〇番三　八号
三七二九番二　九号
三七三四番二地先河川敷　十号
三六二九番一〇　十一号
三七三四番一　十二号及び十三号
三七三四番四　十四号
三六二七番三二　十五号

六(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

穴田沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

長野県松本市大字原
字穴田　四二二番　一号
　四三八番一　三号
　四四三番一　六号
字穴田入　五三九番四　二号
　五二一番　四号
　五一八番六　五号